

平成30年4月13日

2・3学年保護者様

埼玉県立越谷北高等学校長

諸会費等の減免申請について

平成30年度諸会費等の減免申請の受付をいたします。

下記の事項に該当し、経済的理由により就学が困難な生徒で減免を希望する方は、**4月24日（火）**までに事務室にて申請書類をお受け取りください。

なお、諸会費等のうち減免対象は、PTA会費・後援会費・生徒会費です。
(冷房費及び旅行積立金は免除されません。)

ただし、申請した方が必ず減免を許可されるわけではありませんので、ご承知おきください。

記

- 1 保護者両方の当該年度の市町村民税所得割が非課税（0円）の場合

※指定都市(さいたま市等)から市民税を課税されている者においては、平成30年の税源移譲前の税率で算出した市民税所得割が非課税であるもの。

- 2 保護者が受給している児童扶養手当の額が別に定める金額以上の場合

- 3 児童福祉法に規定する施設入所している場合、里親に委託されている場合

- 4 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する場合（ただし、高等学校等就学費受給者を除く）

- 5 保護者が死亡、長期の傷病、天災その他不慮の災害を受けたため、経済的に困窮している場合

※ その他特別な事情がある場合には、事務室までご相談ください。

越谷北高校 事務室

TEL 048-974-0793

※裏面は、授業料・諸会費等の納入についてのお知らせです。